



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 15 日 (火)
第 8 0 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (2 件) (505・506) (指導管理課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (507) (福祉保健課) 2 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (508) (景観まちづくり課) 3 保安林の指定予定 (509) (森林保全課) 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (510) (〃) 4 土砂災害警戒区域の指定 (511) (治山砂防課) 5 指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (512) (東部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (513) (〃) 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (32) 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	調達公告の変更 (総務課) 8 随意契約の相手方の決定 (政策法務室) 9

告 示

鳥取県告示第 505 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
497	鳥取県電気工事業工業組合	所在地	鳥取市青葉町一丁目 110	鳥取市田島 648	平成 18 年 12 月 18 日

鳥取県告示第 506 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
236	鳥取中央農業協同組合 東伯支所	名称	東伯町農業協同組合	鳥取中央農業協同組合 東伯支所	平成 19 年 2 月 1 日
604	鳥取中央農業協同組合 三朝支所	〃	鳥取中央農業協同組合 三朝町支所	鳥取中央農業協同組合 三朝支所	平成 15 年 11 月 8 日
605	鳥取中央農業協同組合 関金支所	〃	鳥取中央農業協同組合 関金町支所	鳥取中央農業協同組合 関金支所	〃
606	鳥取中央農業協同組合 東郷支所	〃	鳥取中央農業協同組合 東郷町支所	鳥取中央農業協同組合 東郷支所	〃
607	鳥取中央農業協同組合 羽合支所	〃	鳥取中央農業協同組合 羽合町支所	鳥取中央農業協同組合 羽合支所	〃
608	鳥取中央農業協同組合 泊支所	〃	鳥取中央農業協同組合 泊村支所	鳥取中央農業協同組合 泊支所	〃
609	鳥取中央農業協同組合 北条支所	〃	鳥取中央農業協同組合 北条町支所	鳥取中央農業協同組合 北条支所	〃
610	鳥取中央農業協同組合 大栄支所	〃	鳥取中央農業協同組合 大栄町支所	鳥取中央農業協同組合 大栄支所	〃
611	鳥取中央農業協同組合 赤碕支所	〃	鳥取中央農業協同組合 赤碕町支所	鳥取中央農業協同組合 赤碕支所	〃

鳥取県告示第 507 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社 わかば	鳥取市湖山町 東五丁目261	多機能サポート センターわかば の家河原	鳥取市河原町渡 一木156-1	小規模多機能型 居宅介護	平成 20 年 4 月 1 日
〃	〃	グループホーム わかばの家河原	〃	認知症対応型共 同生活介護	〃
久米の郷 さくら診 療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら 通所リハビリテ ーションセンタ ー	倉吉市福光225	通所リハビリテ ーション	平成 20 年 5 月 12 日
株式会社 アウル調 剤	広島県府中市 元町9-1	杏薬局	倉吉市上井町一 丁目137	居宅療養管理指 導	平成 20 年 5 月 23 日
株式会社 わかば	鳥取市湖山町 東五丁目261	多機能サポート センターわかば の家美保	鳥取市吉成510	小規模多機能型 居宅介護	平成 20 年 6 月 16 日
社会福祉 法人和	倉吉市福庭町 一丁目365-2	デイサービスセ ンターこころ	倉吉市堺町二丁 目239-87	通所介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
久米の郷 さくら診 療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら 通所リハビリテ ーションセンタ ー	倉吉市福光225	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成 20 年 5 月 12 日
社会福祉 法人和	倉吉市福庭町 一丁目365-2	デイサービスセ ンターこころ	倉吉市堺町二丁 目239-87	介護予防通所介 護	平成 20 年 6 月 16 日

鳥取県告示第 508 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、境港市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第 509 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字中津字ワサミ谷 763、769 から 771 まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 510 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町佐摩字上大岸 116、豊房字北原 448 の 2、字森ケ下 846、847 の 1、字西屋敷 1610、字荒神ノ前 1613、字上ノ田林 2145 の 2、2146 の 2、字下中島林 2147、2148 の 2、字向林ノ一 1944、1945、1947、字向林ノ二 2126 の 1、2126 の 2、2127 の 1、2127 の 2、2128、前字倉井 561 の 5、561 の 7、561 の 13、561 の 17、561 の 18、561 の 21、561 の 22、561 の 25、赤松字滝坂ノ下 963 から 966 まで、970 の 1、970 の 2、972、字滝坂ノ上 977 から 979 まで、字清水ケ平ル 1111 から 1116 まで、字水尻 1120 から 1122 まで、1132 から 1134 まで、1136、1137、長田字大成 991 の 2、991 の 27 から 991 の 40 まで、字免賀手 1050 の 12、1050 の 13
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 511 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

へソ垣川 (I-2-6-4-1)、田の尻川 (I-2-6-4-2)、栗谷川 (I-2-6-4-3)、家の奥谷川 (I-2-6-4-4)、神子川 (I-2-6-4-5)、左近谷川 (I-2-6-4-6)、中谷川 (I-2-6-4-7)、ヤシキ川 (I-2-6-4-8)、南田川 (I-2-6-4-9)、下峠川 (I-2-6-4-10)、奥山川 (I-2-6-4-11)、小矢谷川 (I-2-6-4-12)、宮の奥川 (I-2-6-4-13)、高江川 (I-2-6-4-14)、浪花川 (I-2-6-4-15)、海士谷川 (I-2-6-4-16)、西海士谷川 (I-2-6-4-17)、山湯山川 (I-2-6-4-18)、清内谷川 (I-2-6-4-19)、屋敷川 (II-3-4-4-1)、久志羅上谷川 (II-2-6-4-2)、滝前川 (II-2-6-4-3)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

岩戸地区 (I-205)、岩戸 B 地区 (I-206)、細川地区 (I-208)、青崎地区 (I-209)、駅前地区 (I-210)、屋敷地区 (I-211)、徳本地区 (I-212)、堂ノ前地区 (I-213)、蔵見地区 (I-214)、中蔵見地区 (I-215)、上前田地区 (I-217)、久志羅地区 (I-218)、屋敷松合地区 (I-219)、下左近地区 (I-220)、上左近地区 (I-221)、片手地区 (I-222)、喜多田地区 (I-223)、矢谷村地区 (I-224)、岡ノ谷地区 (I-225)、下屋敷地区 (I-226)、流山地区 (I-227)、県屋敷地区 (I-228)、宮ノ前地区 (I-229)、延屋敷地区 (I-230)、山土居地区 (I-231)、東岡土居地区 (I-232)、浜湯山地区 (I-233)、池淵地区 (I-234)、細川 B 地区 (I-1238)、浜湯山 B 地区 (I-1239)、湯山地区 (I-1240)、浪花地区 (I-1241)、八重原地区 (I-1242)、中地区 (I-1243)、左近地区 (I-1244)、蔵見 B 地区 (I-1245)、海士地区 (II-2140)、海士 B 地区 (II-2141)、浜湯山 C 地区 (II-2142)、湯山 B 地区 (II-2143)、湯山 C 地区 (II-2144)、湯山 D 地区 (II-2145)、箭溪地区 (II-2146)、箭溪 B 地区 (II-2147)、八重原 B 地区 (II-2148)、八重原 C 地区 (II-2149)、八重原 D 地区 (II-2150)、八重原 E 地区 (II-2151)、中 B 地区 (II-2152)、上野地区 (II-2153)、上野 B 地区 (II-2154)、上野 C 地区 (II-2155)、清内谷地区 (II-2156)、清内谷 B 地区 (II-2157)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 512 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
有限会社エス・ティ・エヌ 代表取締役 遠藤美千枝	鳥取市鹿野町今市 1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今市 1025-5	平成 20 年 6 月 12 日

鳥取県告示第 513 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
有限会社エス・ティ・エヌ 代表取締役 遠藤美千枝	鳥取市鹿野町今市 1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今市 1025-5	平成 20 年 6 月 12 日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 32 号**

平成 20 年第 7 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

1 日時 平成 20 年 7 月 18 日（金） 午後 1 時 40 分

- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会
3 議題

- (1) 平成 20 年度明るい選挙推進月間について
(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 20 年 8 月 7 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成 20 年 8 月 19 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 2 階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習		平成 20 年 8 月 28 日 午前 10 時から午後 4 時まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5 時間
イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800 円
イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

平成 20 年 4 月 25 日（鳥取県公報第 7985 号第 13 頁）掲載の調達公告について、次のように変更する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>1 略</p> <p>2 競争入札参加資格 この競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件</p> <p>ア 略</p> <p>イ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から<u>同年 8 月 1 日（金）</u>までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。</p> <p>ウ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から<u>同年 8 月 1 日（金）</u>までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。</p>	<p>1 略</p> <p>2 競争入札参加資格 この競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件</p> <p>ア 略</p> <p>イ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から<u>同年 7 月 25 日（金）</u>までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。</p> <p>ウ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から<u>同年 7 月 25 日（金）</u>までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。</p>

エ 略 (3)及び(4) 略 3 略 4 入札手続等 (1)～(3) 略 (4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 <u>平成 20 年 8 月 1 日 (金) 午前 10 時</u> イ 略 5～10 略 別記 略	エ 略 (3)及び(4) 略 3 略 4 入札手続等 (1)～(3) 略 (4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 <u>平成 20 年 7 月 25 日 (金) 午前 10 時</u> イ 略 5～10 略 別記 略
--	---

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量

- (1) 特殊高速複写機賃貸借 2 台
(2) くるみ製本機賃貸借 1 台

2 契約方式 随意契約

3 契約日 平成 20 年 7 月 1 日

4 契約の相手方の名称及び
所在地 富士ゼロックス株式会社山陰営業所
島根県松江市袖師町 2-38-301

5 契約金額

- (1) 特殊高速複写機（2 台分）

賃借料の月額は、次のいずれか高い額とする。

ア 次の表の左欄に掲げる枚数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める単価に、それぞれの区分における 1 か月の複写枚数（片面への複写を 1 枚とする。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額に、当該額の 5 パーセントに相当する額を加えた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

複写枚数	片面 1 枚当たりの単価
1 枚から 200,000 枚まで	3.40 円
200,001 枚から 400,000 枚まで	1.40 円
400,001 枚から 700,000 枚まで	1.05 円
700,001 枚以上	0.84 円

イ 680,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (2) くるみ製本機 月額 134,400 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 随意契約による理由 特殊な技術に係る特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第 10 条第 1 項第 1 号）

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部政策法務室
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220